

Ⅱ. 仕事と家庭の両立支援、働き方の見直しに関する取組状況

最近の取組状況

次世代育成支援に関する当面の取組方針(15年3月)

- ・仕事と生活の両立支援に加え、男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現を柱の一つとして掲げる。
- ・育児休業等の取得率目標の設定。
- ・平成15年度において、次世代育成支援対策推進法等の提出、平成16年度において、育児休業制度等の見直し、多様な働き方を実現するための条件整備等について、幅広く検討を行った上で所要の法案を提出する旨を掲載。

次世代育成支援対策推進法の成立(15年7月)

- ・次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が、301人以上の事業主に義務化、300人以下の事業主に努力義務化。

改正育児・介護休業法案の提出(16年2月)

- ・育児休業及び介護休業制度の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇制度の創設等。

少子化社会対策大綱の策定(16年6月)

- ・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しを柱として掲げる。
- ・本年内の新新エンゼルプラン(仮称)の策定を掲げる。

仕事と生活の調和に関する検討会議報告書(16年6月)

- ・今後の働き方の見直しに向けた施策の方向性を提言

新新エンゼルプラン(仮称)の策定(16年12月予定)

次世代育成支援対策推進法(行動計画部分)、改正育児・介護休業法案の施行予定(17年4月予定)

次世代育成支援対策推進法の趣旨

<平成17年度から10年間の時限立法>

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

①市町村行動計画

②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表 等

事業主等行動計画の策定

①一般事業主行動計画（企業等）

* 大企業（301人以上）：義務付け

* 中小企業（300人以下）：努力義務

* 特に対策を推進している事業主の認定

②特定事業主行動計画（国・地方公共団体）

* 策定・公表

次世代育成支援対策地域協議会

・ 都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織。

施策・取組への協力等

次世代育成支援対策推進センター

・ 経済団体による情報提供、相談等の実施。

策定支援等

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案概要

趣旨

次世代育成支援対策等において大きな課題となっている仕事と子育ての両立支援等をより一層推進するため、働き方の多様化を踏まえた育児休業制度及び介護休業制度の整備並びに育児や介護をしながら働き続けることができる環境の整備について所要の措置を講ずる。

法案の概要

1. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の一部改正

① 育児休業・介護休業の対象労働者の拡大

期間を定めて雇用される者のうち、以下のいずれにも該当する者について、育児休業及び介護休業の対象に加える。

イ 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること

ロ 子が1歳に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用関係が終了することが申出時点において明らかである者を除く）

※ 介護休業についても同様の考え方で適用

② 育児休業期間の延長

子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合にあっては、子が1歳6か月に達するまでの休業を可能とする。

③ 介護休業の取得回数制限の緩和

同一の対象家族1人につき、介護を要する状態に至ったごとに1回、通算93日の範囲内で休業を可能とする。

④ 子の看護休暇制度の創設

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、労働者1人につき年5日まで、病気やけがをした子の世話をするための子の看護休暇を取得できることとする。

2. 雇用保険法の一部改正

育児休業給付金及び介護休業給付金の支給範囲について、(1)②及び③にあわせて改正を行う。

3. 船員保険法の一部改正

雇用保険法と同様の改正を行う。

4. 実施時期

平成17年4月1日

少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定）概要（抜粋）

（2）仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

（5）企業等におけるもう一段の取組を推進する

- 企業における取組を促進するための一般事業主行動計画の策定・実施を支援

（6）育児休業制度等についての取組を推進する

- 社会全体での目標値の達成に向けた取組を推進
 - ・ 育児休業取得率（男性10%、女性80%）
 - ・ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率（25%）
- 一定の場合における1歳6か月までの育児休業期間の延長、子どもの看護休暇制度の創設

（7）男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

（8）労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

- 年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等により、年間総実労働時間1,800時間の達成・定着
- フレックスタイム制、「多様就業型ワークシェアリング」の普及促進
- 仕事と生活の調和のとれた働き方を実現できるよう、雇用制度全般にわたる見直しを実施

（9）妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

（10）再就職等を促進する

- 育児等を理由として退職し、再就職を希望する者に対する総合的な再就職支援策の強化

推進体制等

(1) 内閣を挙げた取組の体制整備

- 少子化社会対策会議（会長；内閣総理大臣）を中心に、内閣を挙げて少子化の流れを変えるための施策を強力に推進。
- 民間有識者の意見を反映させる仕組みをつくり、定期的に施策の進捗状況を点検・評価。

(2) 重点施策についての具体的実施計画

- 本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、平成16年中に施策の具体的実施計画（新新エンゼルプラン）を策定。